

かごしま J A S 材の活用をサポートします！

（木造建築エキスパート派遣事業 募集要領）

本事業は鹿児島県木造住宅推進協議会が鹿児島県から受託して実施しています。

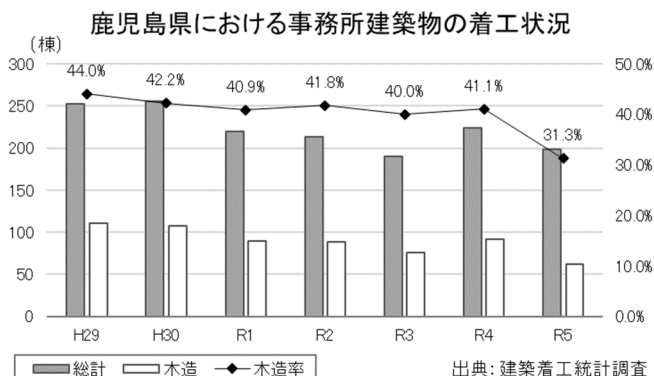
令和6年8月

1 事業趣旨

令和3年の改正により、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年制定）」は、題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改め、基本方針に定める木材利用の促進対象が、公共建築物等から建築物一般に拡大しました。

しかしながら、非住宅建築物等の木造率は依然低調であり、鹿児島県の着工状況（事務所用途、棟数ベース）を法改正前後で見比べても、木造建築物の割合に増加傾向は見られない状況です。

これらを踏まえ、非住宅建築物等の木造化・木質化を検討中、または設計中の設計技術者等が抱える疑問等に対し、専門家を派遣し解決を図ることで、木材利用の促進に取り組んでまいります。



2 事業概要

かごしま J A S 材（CLT・2×4工法部材含む）の活用を検討中、設計中の設計技術者等が抱える問題等の解決を図るため、専門家（木造建築エキスパート）を派遣します。

2.1 具体事案の例

- 材料調達、施工管理に関するアドバイス
- 設計、構造計算、法令適合に関するアドバイス
- 建築コストの検証
- かごしま J A S 材を活用した建築事例の紹介

2.2 募集対象

- 建築設計事務所等 ※対象物件及び派遣先は、いずれも鹿児島県内に限ります。

2.3 派遣費用

- 無料 ※1事案につき1時間程度の個別説明となります。

※ 派遣日は、令和7年2月28日（金）までの期間といたします。

※ 本事業の想定を上まわる応募が寄せられた場合、事業趣旨との親和性、実現可能性が高い事案を優先的に採択いたします。

3 木造建築エキスパート派遣の申し込み手続き

3.1 応募方法

応募様式に必要事項をご記入いただき、下記の申し込み先へメールまたはFAXでご提出ください。

3.2 応募締め切り

令和7年2月21日（金）

3.3 留意事項

- ① 派遣日の調整にお時間を要します。余裕をもってお申し込みください。
 - ② 提出された応募書類は、原則として返却しません。予めご了承ください。
 - ③ 派遣終了後、鹿児島県木造住宅推進協議会が実施するアンケートにご協力ください。
- ※ 鹿児島県及び鹿児島県木造住宅推進協議会が本事業により知りえた情報を発表、公開することはありません。

4 問合せ・申込先

〒892-0838 鹿児島県鹿児島市新屋敷町 16-228

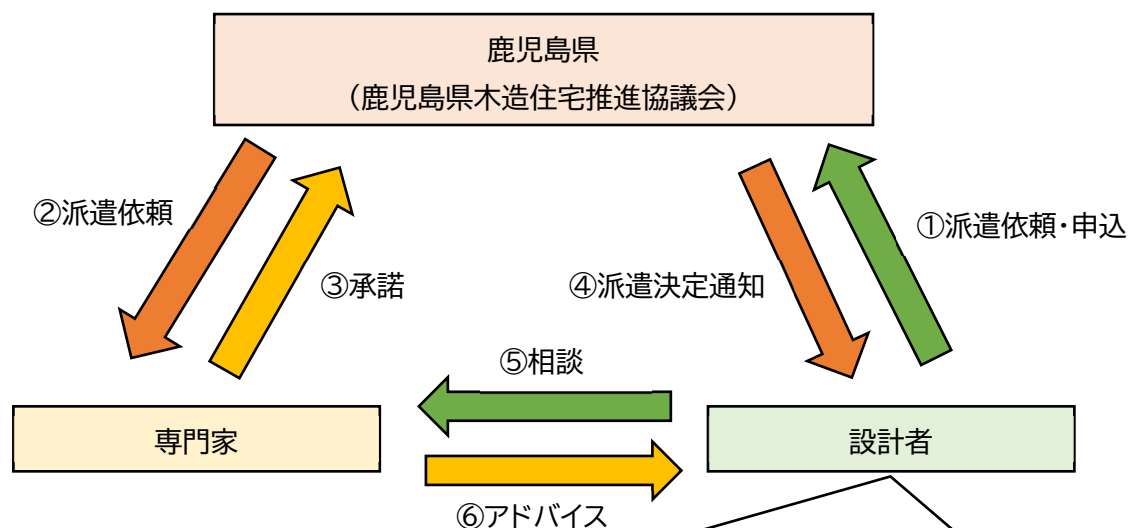
公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター企画部企画課内

鹿児島県木造住宅推進協議会事務局（担当：園島・迫田）

電話番号：099-224-4543 mail：kikaku@kjc.or.jp

FAX：099-226-3963

<事業概要図>



【過去の相談内容】

- ・他の構造との建築コスト比較
- ・補助金の活用を見越したスケジュールについて
- ・木質化が可能な箇所と耐火性能の検討について
- ・CLT で建築した場合のランニングコストについて
- ・CLT の構造基本計画について(スパンがどれくらい飛ぶかどうか等)

等

【事務取扱機関】

鹿児島県木造住宅推進協議会 事務局 行

FAX:099-226-3963 E-mail:kikaku@kjc.or.jp

令和 年 月 日

鹿児島県木造住宅推進協議会

会長 西園 幸弘 様

事業者名

㊞

木造建築エキスパート派遣事業に下記の通り、申し込みます

専門家派遣により 解決したい内容	(記載方法は任意。資料添付も可。)
現在の進捗状況	<input type="checkbox"/> 企画・検討段階 <input type="checkbox"/> 基本構想・計画 <input type="checkbox"/> 基本設計 <input type="checkbox"/> 実施設計
希望する派遣回数 (2回限度)	
希望する派遣の時期	
担当者名	
住所	
電話番号	
F A X	
E - m a i l	